

議会運営検討協議会

報 告 書

第8回

【報告事項】

◆ 会期の見直し

平成25年12月13日

川崎市議会議会運営検討協議会

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

- (1) 会期の日数を増加させることにより、災害時などの緊急時に速やかに会議を開催できること、地方自治法第179条に基づく市長の専決処分を少なくして、議会のチェック機能の強化を図ることができること、閉会中も常任委員会が積極的に活動しているなど、実質的に通年化している本市議会の実態に即した見直しとすることで、市民にわかりやすい議会となることなどから、会期の見直しを行うべきである。
- (2) また、会期の見直しにあたっては、地方自治法第102条の2に基づく通年の会期制とするのではなく、従来からの規定である地方自治法第102条に基づく見直しとするべきである。
- (3) なお、協議会では、会期の見直しの必要性は意見が一致したものの、具体的な会期の見直しに関しては、各委員から、現在検討が行われている決算審査の見直しの実施状況を勘案した上で具体的な会期の見直しの検討を進めるべきとの意見、地方自治法第102条に基づく通年議会とするべきとの意見、ただちに通年議会とするのではなく、3会期制、2会期制のあり方を検討するべきとの意見、会期を見直した場合のメリット、デメリットを検討するべきとの意見など、様々な意見があるため、具体的な会期の見直しについては、更なる検討が必要である。具体的な会期の見直しは、一致しなかったが、ここで報告書を取りまとめ、議運に報告することと決した。

2 議論の概要

- (1) 会期の見直しの必要性
 - ・ 本市議会における定例会の回数は、定例会の回数を定める条例により年4回と定めているが、近年、他都市では、定例会の回数を年4回から年1回、年2回、又は年3回と改め、定例会の回数を減らすかわりに、会期日数を従前よりも長期に設定する事例が増加傾向にある。
このような流れの中で、平成24年9月に地方自治法が改正され、第102条の2に基づく新たな通年の会期制が設けられた。これにより、地方議会は、従前の法第102条に基づく定例会、臨時会の区分による会期制度と、法第102条の2に基づく新たな通年の会期制を選択できるようになった。
 - ・ 一方で、本市議会はこれまでも閉会中に常任委員会を積極的に開催するなど、実質的には年間を通じた議会活動を行っており、現状の会期設定をもととした見直しであれば、その制度設計に当たってさまざまな検討すべき課題はあるとしても、会期を見直すことに特段の大きな支障は

存在せず、比較的容易に移行が可能と考えられる。

- ・ 会期を見直し、会期を長くすることで、長の招集によらず議会が主体となって機動的に議会を開くことが可能となることや、災害の発生時など緊急に議会の審議、議決が必要な事案が生じた場合に即応できる体制を構築することができるなど、議会の役割をより一層果たすことができる。
- ・ さらには、会期日数の増加に伴って、執行機関への監視機能が強化でき、議会運営の更なる活性化につながるとともに、地方自治法第179条による市長の専決処分の件数を減らすことができるなどのメリットも考えられる。
- ・ また、本市議会は、実質的に年間を通じた活動を行っているが、市民には閉会中の議会活動が分かりにくい。そのため、本市議会の実態にあわせて会期の見直しを行えば、本市議会が精力的に活動していることの市民理解の促進にもつながると考えられる。
- ・ このような理由から、本市議会においても、現状にあわせた会期の見直しが望ましいと考えられるが、会期の見直しには、法第102条の2に基づく通年の会期制、法第102条に基づき定例会を年1回とする通年議会、定例会を2回とする2会期制、定例会を3回とする3会期制といった選択肢があるため、本市の実情を踏まえ詳細を検討し、具体的な見直し方法を検討する必要があると考えられる。

(2) 地方自治法第102条の2に基づく通年の会期制に係る検討

- ・ 会期の見直しに当たっては、平成24年施行の改正地方自治法で新たに規定された第102条の2に基づく通年の会期制を選択するのか、従来からの法第102条に基づき、定例会を年1回とする通年議会を選択するのか、あるいは、定例会を2回とする2会期制、定例会を3回とする3会期制を選択するのかを検討する必要がある。
- ・ 議会の招集権は、原則として市長にあるが、新たな規定である法第102条の2による通年の会期制を選択すると、改選後の初議会における市長による招集を除き、条例で定める日の到来をもって、市長が当該日に議会を招集したものとみなされる。したがって、改選の翌年以降は、市長の招集行為を要さず、条例で定める日から自動的に議会が開かれ、会期中は議会側の判断で会議の開催を行えるため、議会の権能の強化につながる。
- ・ しかしながら、国における地方自治法改正の議論では、議会の議員の構成を住民の構成に近づけるため、より一層幅広い層の住民が議会の議員として参画しやすくすることを目的として議論がされ、その結果として、法第102条の2に新たな通年の会期制が設けられた経過がある。

このような考え方に基づく制度であるため、法第102条の2に基づく通年の会期制を導入する場合には、これまでの本市議会における議会運営全般について整理、検討が必要となるものであり、特に、会議の開

催日について、法第102条の2に基づく新たな通年の会期制では、会議の開催を予見可能性のある形とするため、あらかじめ会議を定期的で開催する日を定例日として条例で定めなければならないとされているが、本市議会では、これまで日程の積み上げにより会期日程を設定して議会を運営しており、法第102条の2に基づく通年の会期制を導入する場合には、現状の会期の設定方法を根本的に見直す必要がある。そのため、早急な制度導入には現実的に困難な面が否めない。

- また、改正地方自治法では、新たに第121条第2項が追加され、法第102条の2による通年の会期制とした場合、長等に議場への出席を求めるに当たっては執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならないとの長等に対する出席配慮義務が議会に課せられ、この条文を理由として長等が議会への出席を拒否することも懸念される。
- このように、法第102条の2による通年の会期制には整理・検討すべき課題が多く存在するが、一方で、従来からの規定である法第102条においても、定例会の回数を1回と規定すれば、通年議会とすることが可能であり、また、2会期制、3会期制とすることも可能なため、現状より会期の日数を増やしつつも、議会として柔軟な対応ができ、また、会期の設定を現状に近い形で行うことができる。
- また、他都市での事例もあるように、会期を通年等に拡大した場合でも、現行の定例会の時期に定例会月会議や集中審議期間を設定するなど、これまでの会期設定を大幅に変更することなく、議会を開催する方式とするべきである。
- 三重県議会では、従来の規定である法第102条に基づく通年議会としており、また、東京都議会においても、年間の定例会の回数を1回（都議会議員の一般選挙が実施される年は2回）とし、会期を概ね1年間とする「通年議会」の導入に向けて検討するべきであるとの結論に達している。
- 上記の理由から、会期の見直しに当たっては、地方自治法第102条の2による通年の会期制とするのではなく、従前の地方自治法第102条に基づく見直しとすべきである。

(3) 各委員の意見の概要

- 災害時における対応、専決処分を少なくすること、議長の権限強化につながることで、また、通年的に活動している市議会の実態に即し、通年議会とすべきである。
- 本市議会は閉会中の委員会開催がとて多く、通年会期に限りなく近い実態となっているので、実態に即した会期とするべきであるが、委員会の開催数を更に増加させることなど現状の変更を考えているわけではなく、現状を維持する形で、閉会中に行われている委員会活動を会期に含めることがよいと考えており、そのような意味では、神奈川県のような3会期制への見直しでもよいと考えるが、いずれにしても会期の見直

しは行うべきである。

- 現在、決算審査の見直しの検討が行われており、今後の見直しのあり方については、新たな決算議会の会期を検証した上で、具体的な検討を行うべきである。
- 通年議会、3会期制などの選択の余地はあるが、災害時における迅速な対応、専決処分を少なくすること、また、通年的に活動している市議会の実態に即し、会期の見直しを行うべきである。
- 専決処分を少なくするなどの理由から会期の見直しを行うことについては合意できるが、ただちに通年議会とするのではなく、3会期制、2会期制などを見直しを検討するべきである。
- 会期は、他の検討項目にも関連する総合的な課題であり、議会運営全体としての整合性が必要となるため、様々な課題を整理した上で、具体的な見直しを検討することも考えられる
- 専決処分を少なくするべきであると考えるが、検討に当たっては、見直しによるメリット、デメリットを詳細に検討することも必要である。
- これまでも、補正予算の議決のために臨時会を開いた実績もあり、現行の会期制でも必要に応じて議決を行うことはでき、現行で行えることについても議論すべきである。

資 料 編

① 会期関係他都市実施状況

【平成25年 7月10日現在】	――	6
【平成25年 1月 1日現在】	――	14
【平成23年12月 8日現在】	――	19

② 地方制度調査会資料（自治法改正案原案）―― 21

③ 地方制度調査会資料（会期制に係る論点について）―― 23

④ 地方制度調査会意見（平成23年12月15日）―― 27

⑤ 地方自治法の一部を改正する法律（概要）（平成24年8月 29日改正）―― 37

⑥ 地方自治法第179条による専決処分の事例―― 39

会期関係他都市実施状況

平成25年7月10日現在

★通年会期実施議会一覧

都道府県／市議会

○改正地方自治法（102条の2）の規定による通年の会期制

- 栃木県議会（平成25年4月1日施行）
※従前の自治法規定による通年議会制(平成24年4月1日施行)から移行

- 新潟県柏崎市議会(平成25年5月1日施行)

●従前の地方自治法の規定による通年議会

- 三重県議会（平成25年1月1日施行）
※2会期制(平成20年1月1日施行)から移行
- 長崎県議会（平成24年4月1日施行）
- 愛知県豊明市議会（平成24年4月1日施行）
- 滋賀県大津市議会（平成25年5月17日施行）
- 大阪府大阪狭山市議会（平成25年4月1日施行）
- 三重県四日市市議会（平成23年5月1日施行）
- 長崎県壱岐市議会（平成24年1月1日施行）

町村議会

○改正自治法（102条の2）の規定による通年の会期制

- 北海道日高町議会（平成25年1月1日施行）
- 北海道森町議会（平成25年1月1日施行）
- 石川県津幡町議会（平成25年1月1日施行）
- 徳島県勝浦町議会（平成25年7月10日施行）
- 福岡県川崎町議会（平成25年4月1日施行）
- 熊本県あさぎり町議会（平成25年4月1日施行）

●従前の地方自治法の規定による通年議会

- 北海道豊浦町議会（平成22年12月20日施行）
- 北海道白老町議会（平成20年6月1日施行）
- 北海道福島町議会（平成21年4月1日施行）
- 北海道芽室町議会（平成25年4月1日施行）
- 岩手県紫波町議会（平成23年1月1日施行）
- 宮城県蔵王町議会（平成21年1月1日施行）
- 宮城県川崎町議会（平成24年4月1日施行）
- 宮城県大河原町議会（平成24年12月1日施行）
- 福島県只見町議会（平成23年3月8日施行）
- 千葉県長生村議会（平成22年1月1日施行）
- 神奈川県開成町議会（平成22年1月1日施行）
- 神奈川県寒川町議会（平成24年4月1日施行）
- 長野県小布施町議会（平成22年3月26日施行）
- 長野県軽井沢町議会（平成23年3月3日施行）
- 長野県信濃町議会（平成25年1月1日施行）
- 熊本県御船町議会（平成22年4月1日施行）
- 鹿児島県南大隅町議会（平成25年4月1日施行）

合計：3県 6市23町村

※政令市の実施例はなし

★2会期制・3会期制実施都道府県・政令市一覧

【2会期制】

- 秋田県議会（平成24年1月1日施行）
- 神戸市会（平成25年1月1日施行）

【3会期制】

- 神奈川県議会（平成22年1月1日施行）
- 大阪府議会（平成21年9月1日施行）

合計：1府2県1政令市

会期の見直しを行った議会における会期の設定状況

※平成25年の状況（予定を含む）

○改正地方自治法（第102条の2）の規定による通年の会期制

【栃木県】 通年（会期：4月1日～3月31日）

「栃木県議会の会期に関する条例」（平成25年4月1日施行）

- ・ 会 期：4月1日から翌年3月31日までと規定
- ・ 定例日：別表にて規定（下記参照）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
▲招集会議 4月1日	▲定例日 5月28日（開議・上程） 5月30日（代表質問） 6月3日（質疑・質問） 6月4日（質疑・質問） 6月18日（採決・散会） 【5月臨時会議】				▲定例日 9月17日（開議・上程） 9月19日（代表質問） 9月24日（質疑・質問） 9月25日（質疑・質問） 10月16日（採決・散会） 【9月通常会議】		▲定例日 11月26日（開議・上程） 11月28日（代表質問） 12月2日（質疑・質問） 12月3日（質疑・質問） 12月18日（採決・散会） 【12月通常会議】			▲定例日 2月20日（開議・上程） 2月24日（代表質問） 2月26日（質疑・質問） 2月27日（質疑・質問） 3月11日（採決） 3月25日（採決・散会） 【2月通常会議】	

招集会議：開会

【新潟県柏崎市】 通年（会期：5月1日～4月30日）

「新潟県柏崎市議会の会期等に関する条例」（平成25年5月1日施行）

- ・ 会 期：5月1日から翌年4月30日までと規定
 - ・ 定例日：6月、9月、12月の5日、翌年2月20日と規定
- ※ 市の休日に当たる場合はその日以後の最も近い日

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
▲随時会議	▲定例日 6月5日	▲随時会議		▲定例日 9月5日			▲定例日 12月5日		▲定例日 2月20日		

▲5月随時会議：第1回会議（5月1日開会・議案説明・質疑・採決）

▲6月定例会議：第2回～第5回会議（6月5日議案説明・質疑／6日一般質問／7日一般質問／18日委員長報告・採決・議員発議）

▲7月随時会議：第6回会議（7月18日議案説明・質疑・採決）

▲9月定例会議：第7回～第10回会議（9月5日議案説明・質疑／9日一般質問／10日一般質問／20日委員長報告・採決・議員発議）

その他 未定

5月随時会議：開会、一般会計補正予算、地域医療会議設置条例、専決処分の報告（179条専決）等

7月随時会議：一般会計補正予算、契約の締結、専決処分の報告（180条専決）等

●従来の地方自治法の規定に基づく通年議会

【三重県】 通年（会期：1月17日～12月20日）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
▲	▲	▲		▲	▲			▲		▲	
開会会議 (1月17日)	2月定例会議 (2月27日～3月26日)	第1回緊急会議 (2月15日)		5月会議 (5月16日)	6月定例会議 (6月4日～28日)			9月定例会議 (未定)		11月定例会議 (未定)	
		3月会議 (3月29日)									

開会会議：開会、会期の決定
 第1回緊急会議：北朝鮮の地下核実験に抗議する決議
 3月会議：三重県県税条例の改正（国の税制改正関連の条例改正）
 5月会議：正副議長選挙、常任委員会委員等の選任、三重県半島振興対策に係る条例改正、監査委員の選任等

【長崎県】 通年（会期：5月22日～3月28日）

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
▲	▲			▲			▲			▲	
定例会開会 (5月22日)	6月定例会議 (6月5日～7月11日)			9月定例会議 (9月5日～10月11日)			11月定例会議 (11月21日～12月25日)			3月定例会議 (未定)	

定例会初日：会期の決定、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県条例の改正等、意見書、常任委員会等の構成

【三重県四日市市】 通年（会期：5月14日～4月30日）

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
▲	▲			▲			▲		▲	▲	
5月開会議会 (5月14・15日)	6月定例会議 (6月5日～7月4日)			8月定例会議 (8月28日～10月4日)			11月定例会議 (11月27日～12月24日)		2月定例会議 (2月12日～3月25日)		

5月開会議会：会期の決定、市有林管理会条例の改正等、常任委員会委員等の選任等

【愛知県豊明市】 通年（会期：5月16日～4月28日）

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
▲	▲			▲			▲			▲	
5月開会議会 (5月16日)	6月定例会議会 (6月6日～6月27日)			9月定例会議会 (8月27日～9月26日)			12月定例会議会 (未定)			3月定例会議会 (未定)	

5月開会議会：会期の決定、固定資産評価員の選任等、正副議長の選挙、監査委員の選任、組合議会議員の選挙等

【長崎県壱岐市】 通年①（1月24日～8月6日）※改選期のため議員任期まで

②（8月～12月※未定）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
▲	▲				▲	▲	▲	▲			▲
1月会議 (1月24日)	2月会議 (2月27日～3月19日)				6月会議 (6月5日～6月19日)	7月会議 (7月1日)	8月会議 (未定)	9月会議 (未定)			12月会議 (未定)

1月会議：開会、会期の決定、専決処分の報告、市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少等
7月会議：一般会計補正予算

【滋賀県大津市】 通年（会期：5月17日～3月14日）

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
▲	▲	▲		▲			▲			▲	
5月臨時会 (5月17日)	6月通常会議 (5月27日～6月21日)			9月通常会議 (9月2日～10月9日)			11月通常会議 (11月29日～12月19日)			2月通常会議 (2月17日～3月14日)	
		7月特別会議 (7月23日)									

5月臨時会：議会役員選挙等
7月特別会議：大津市議会議員の議員報酬の特例条例制定

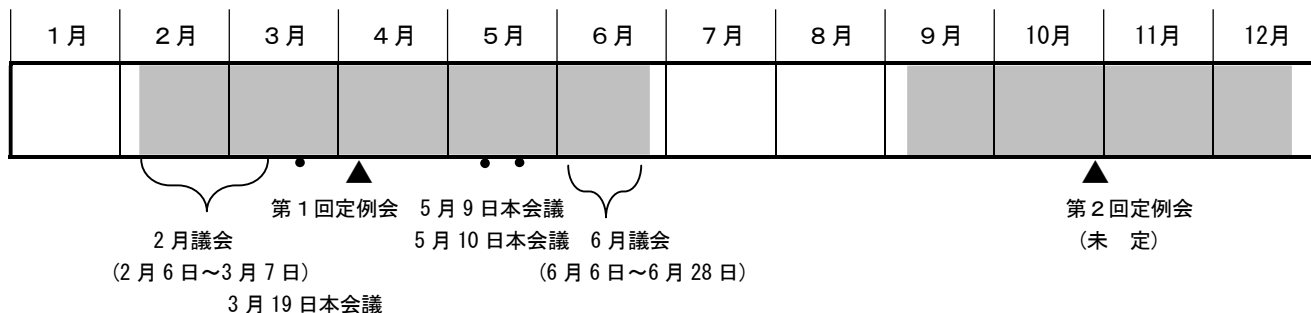
【大阪府大阪狭山市】 通年（会期：5月14日～4月30日）

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
▲	▲			▲		▲			▲		
5月開会議会 (5月14日)	6月定例会議会 (6月3日～6月24日)			9月定例会議会 (9月2日～9月25日)		11月定例会議会 (未定)			2月定例会議会 (未定)		

5月開会議会：会期の決定、正副議長選挙、常任委員会委員等の選任、議会選出の監査委員の選出

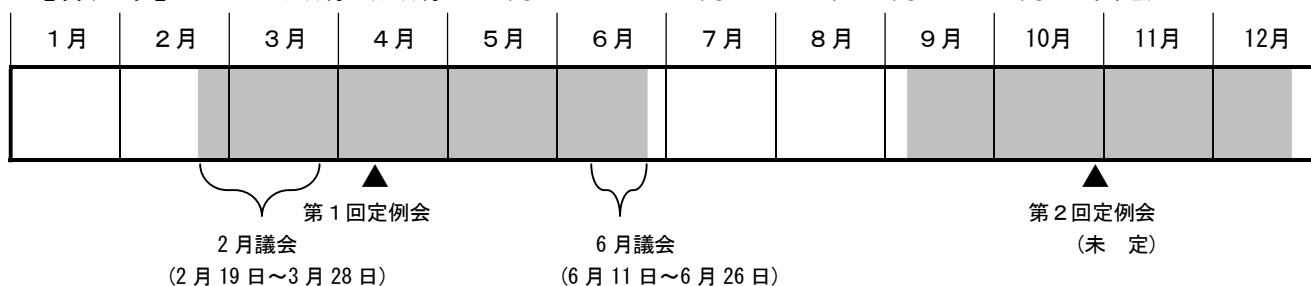
◎ 2 会期制

【秋田県】 2 会期（会期：2 月 6 日～6 月 2 8 日、9 月 1 2 日～1 2 月 2 0 日）



3 月 1 9 日本会議：退職手当に関する条例改正等、意見書、決議
5 月 9 日本会議：県議会議員の定数条例の改正
5 月 1 0 日本会議：補正予算、副知事の選任、監査委員の選任、職員給与条例の改正

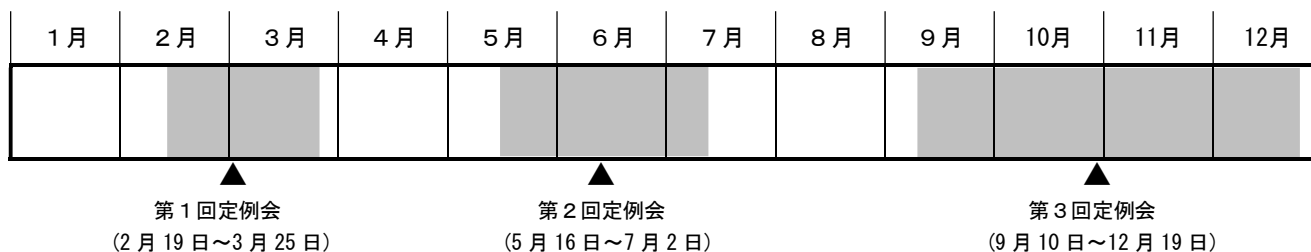
【神戸市】 2 会期（会期：2 月 1 9 日～6 月 2 6 日、9 月～1 2 月※未定）



◎ 3 会期制

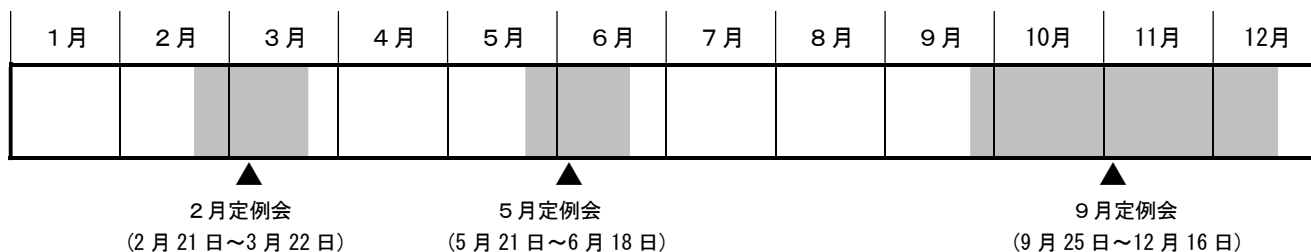
【神奈川県】 3 会期

（会期：2 月 1 9 日～3 月 2 5 日、5 月 1 6 日～7 月 2 日、9 月 1 0 日～1 2 月 1 9 日）



【大阪府】 3 会期

（会期：2 月 2 1 日～3 月 2 2 日、5 月 2 1 日～6 月 1 8 日、9 月 2 5 日～1 2 月 1 6 日）



◎参考

【群馬県】平成25年9月から3会期制に移行の予定

○従来（4会期制）

〔2月定例会、5月定例会、9月定例会、11月定例会〕

○平成25年（3会期制）

〔2月定例会、6月定例会、9月定例会（前期議会、後期議会）〕

○平成26年以降（3会期制）

〔第1回定例会、第2回定例会、第3回定例会（前期定例会、後期定例会）〕

会期関係他都市実施状況

平成25年1月1日現在

★通年会期実施議会一覧

- 栃木県議会（平成24年4月1日施行）
- 長崎県議会（平成24年4月1日施行）

- 愛知県豊明市議会（平成24年4月1日施行）
- 三重県四日市市議会（平成23年5月1日施行）
- 長崎県壱岐市議会（平成24年1月1日施行）

- 北海道白老町議会（平成20年6月1日施行）
- 北海道福島町議会（平成21年4月1日施行）
- 北海道豊浦町議会（平成22年12月21日施行）
- 北海道森町議会（平成23年1月1日施行）
- 北海道日高町議会（平成24年3月1日施行）
- 岩手県紫波町議会（平成23年1月1日施行）
- 宮城県蔵王町議会（平成21年1月1日施行）
- 宮城県川崎町議会（平成24年4月1日施行）
- 宮城県大河原町議会（平成24年12月1日施行）
- 福島県只見町議会（平成23年3月1日施行）
- 千葉県長生村議会（平成22年1月1日施行）
- 神奈川県開成町議会（平成22年1月1日施行）
- 神奈川県寒川町議会（平成24年4月1日施行）
- 石川県津幡町議会（平成25年1月1日施行）
- 長野県小布施町議会（平成22年3月26日施行）
- 長野県軽井沢町議会（平成23年3月3日施行）
- 長野県信濃町議会（平成25年1月1日施行）
- 福岡県川崎町議会（平成22年7月1日施行）
- 熊本県御船町議会（平成22年4月1日施行）

合計：2県 3市 19町村

※政令市の実施例はなし

★2会期制・3会期制実施都道府県一覧

【2会期制】

- 秋田県議会（平成24年1月1日施行）
- 三重県議会（平成20年1月1日施行）※平成25年から通年会期に移行
（参考）神戸市会⇒平成25年から2会期制に移行の予定

【3会期制】

- 神奈川県議会（平成22年1月1日施行）
- 大阪府議会（平成21年9月1日施行）

合計：1府3県

※政令市の実施例はなし

※平成24年の実績（一部予定を含む）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(注)	(注)	(注)	(注)								
			▲ 招集会議	▲ ▲ 臨時会議 臨時会議				▲ 通常會議			

招集会議：専決処分事項の承認、会期の決定、議員派遣等
臨時会議（５月）：一般質問（竜巻被害等に対する災害対策等）
臨時会議（６月）：議案の審査（補正予算、条例改正、財産取得、工事契約、訴えの提起）、請願・陳情、意見書案等

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
5月定例会 5月緊急議会 6月定例会			8月定例会			11月定例会			2月定例会 (予定)		

5月定例月議会：会期の決定、委員会提出議案の審査（専決処分に属する軽易な事項の指定の一部改正、委員会条例の一部改正）、出頭請求に係る証人の出頭拒否に対する告発に関する動議等
5月緊急議会：副議長の辞職・選挙等

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
▲	▲			▲		▲			▲		
5月開会議会	6月定例月議会		8月定例月議会			11月定例月議会			2月定例月議会 (予定)		

5月開会議会：会期の決定、正副議長の辞職・選挙、議運委員の選任、常任委員の選任、組合議会議員の補欠選挙、監査委員の選任、特別委員の選任等

【愛知県豊明市】 通年（会期：5月16日～4月29日）

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
▲	▲		▲	▲		▲			▲		
5月開会議会	6月定例会議会		8月緊急議会	9月定例会議会		10月緊急議会	12月定例会議会			3月定例会議会（予定）	

5月開会議会：会期の決定、議案の審査（固定資産評価員の選任、専決処分事項の承認）、正副議長の辞職・選挙、監査委員の選任、組合議会議員の選挙等
 8月緊急議会：議案の審査（副市長の選任）等
 10月緊急議会：緊急質問、決議、市長の職権濫用問題及び農地法違反調査特別委員会の委員の選任等

【長崎県壱岐市】 通年（会期：1月16日～12月28日）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲
1月会議	2月会議	2月第2回会議		5月会議	5月第2回会議	6月会議	8月会議	9月会議		11月会議	12月会議

1月会議：会期の決定、行政報告等
 2月会議：議運委員の辞任・選任、議案の審査（工事請負契約の変更）等
 5月会議：専決処分の報告、議案の審査（専決処分の承認、条例議案、補正予算）等
 5月第2回会議：市長の所信表明、専決処分の報告、議案の審査（副市長の選任、教育委員会委員の任命、監査委員の選任）、選管委員及び補充員の選挙等
 8月会議：専決処分の報告、議案の審査（条例議案、補正予算）等
 11月会議：議案の審査（補正予算）等

【秋田県】 2会期（会期：2月20日～7月10日、9月7日～12月21日）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	▲							▲			
	第1回定例会							第2回定例会			

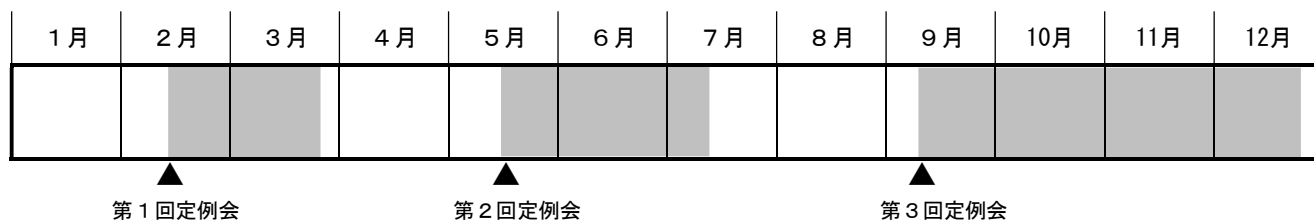
【三重県】 2会期（会期：2月15日～6月27日、9月18日～12月19日）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	▲							▲			
	第1回定例会							第2回定例会			

（注）平成24年まで2会期制 平成25年から通年会期に移行（平成25年の会期は、1月17日から12月20日まで）

【神奈川県】 3会期

(会期：2月14日～3月23日、5月15日～7月9日、9月11日～12月26日)



【大阪府】 3会期

(会期：2月23日～3月23日、5月18日～6月6日、9月21日～12月27日)



◎参考

神戸市 平成25年から2会期制に移行の予定（会期：2月後半～12月前半の予定）

会期関係他都市実施状況

2011.12.8 現在

★通年議会実施市町村一覧

- 四日市市議会（平成23年5月1日施行）
- 北海道白老町議会（平成20年6月1日施行）
- 北海道福島町議会（平成21年4月1日施行）
- 北海道豊浦町議会（平成22年12月21日施行）
- 北海道森町議会（平成23年1月1日施行）
- 岩手県紫波町議会（平成23年1月1日施行）
- 宮城県蔵王町議会（平成21年1月1日施行）
- 福島県只見町議会（平成23年3月1日施行）
- 神奈川県開成町議会（平成22年1月1日施行）
- 千葉県長生村議会（平成22年1月1日施行）
- 長野県小布施町議会（平成22年3月26日施行）
- 長野県軽井沢町議会（平成23年3月3日施行）
- 福岡県川崎町議会（平成22年7月1日施行）
- 熊本県御船町議会（平成22年4月1日施行）

合計：1市13町村

※都道府県、政令市の実施例はなし

★2期制・3期制実施都道府県一覧

【2期制】

- 秋田県議会（平成24年1月1日施行）
- 三重県議会（平成20年1月1日施行）

【3期制】

- 神奈川県議会（平成22年1月1日施行）
- 大阪府議会（平成21年9月1日施行）

合計：1府3県

※政令市の実施例はなし

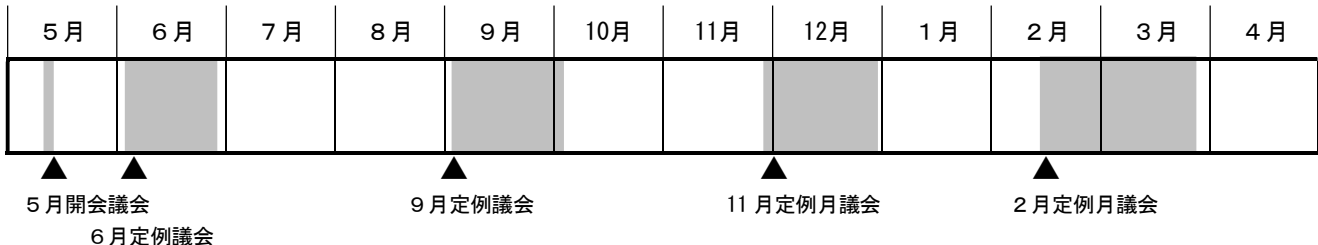
会期の見直しを行った議会における会期の設定状況

※平成23年の実績（秋田県は予定）

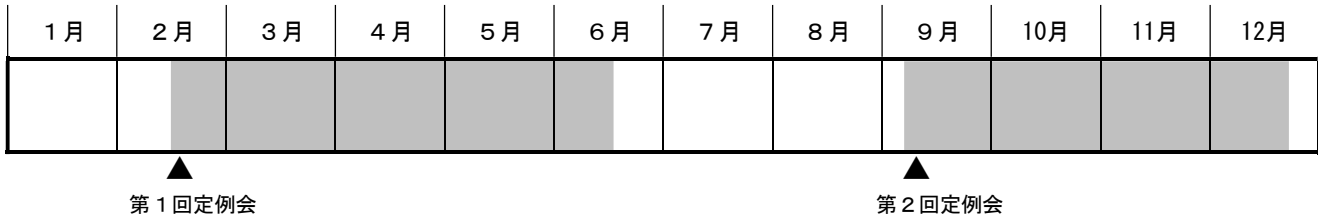
【四日市市】 通年

※会期は、5月中旬から翌年4月下旬まで

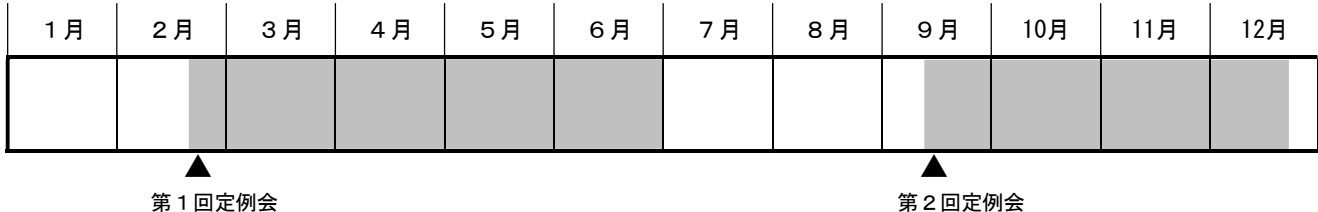
※表の網掛け部分は「議会期間」を表す。



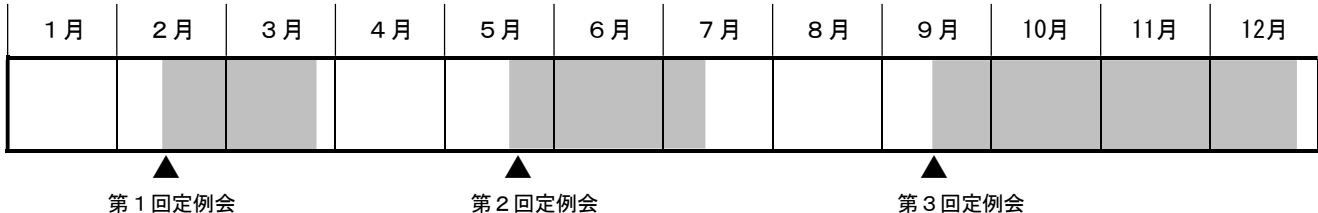
【秋田県】 2期



【三重県】 2期



【神奈川県】 3期



【大阪府】 3期



「地方議会の会期」

- 地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとする。
- ※ 通年の会期とは、1月中において条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするもの。
- ※ 通年の会期を選出した場合、議会は会議を開く定例会日（毎月1日以上）を条例で定める。
- 一方、長は随時会議の開催を請求できることとする。
- ※ 長等の議場への出席義務については、定例会日の審議及び議案の審議に限定。

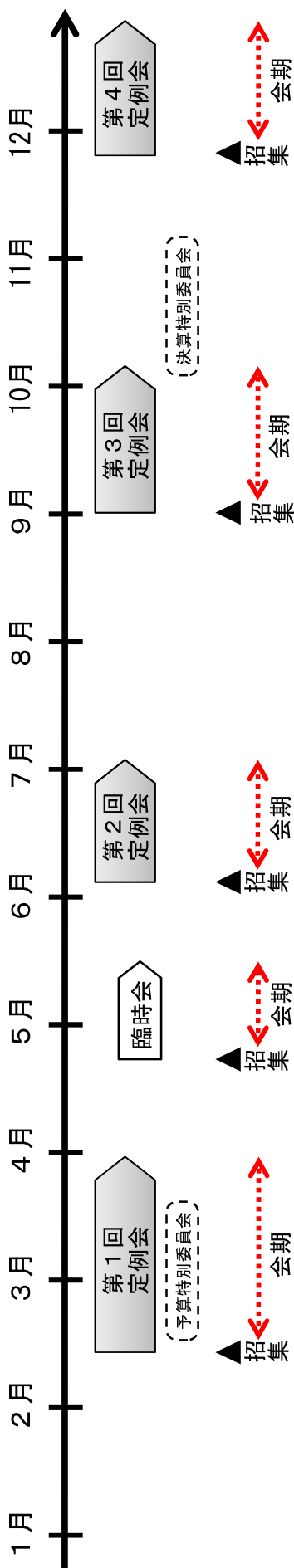
【考え方】

- 定例会・臨時会という区分を設けて、その間集中的に審議を行う現行の議会運営とは異なる議会のあり方を新たな選択肢として設ける。
- より一層幅広い層の住民が議員として参画できるようにするとともに、議会審議の充実・活性化といった観点から、議会運営のあり方について、より弾力的な対応を可能とすることを目的とするもの。
- 毎月1日以上、定例会日を条例で定めることによって、定期的に会議を開催して審議を行うことを住民に対して明らかにするもの。

地方議会の会期のあり方の見直し（イメージ）（参考）

- ・ 議会の招集は、長が告示により行う（自治法第101条）
- ・ 定例会・臨時会の区分があり、定例会の回数は条例で定める（自治法第102条第1項・第2項）。
- ・ 会期は毎会期の初めに議会の議決で定める（自治法第102条第6項）。
- ・ 定例会・臨時会の会期中、集中的に議会を開催する運用を想定。

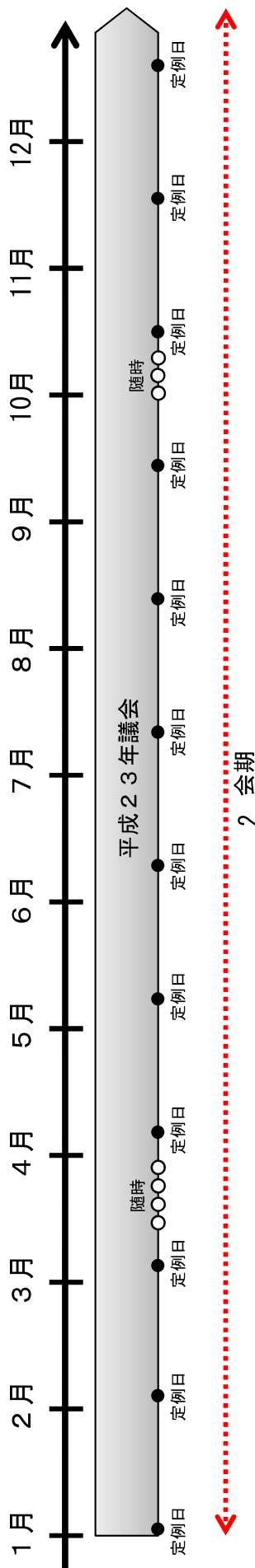
（現行）



- ・ 定例会・臨時会の区分はなく、一般選挙後30日以内に長が議会を招集するほか、招集行為は行わない。
- ・ 会期は、原則として、条例で定める一月中の当該日の前日までと法定する。
- ・ 条例で、毎月一日以上、定期的に会議を開く日（定例会）を定める（必要に応じ、定例会以外に随時開催も可）。

【運用イメージ】 毎月第2・第4水曜日、18時から20時まで
（予算・決算については、2～3月、10～11月に集中審議 → 定例会を集中的に規定するか委員会付託）

（新制度）



会期制に係る論点について

- 現行制度上、地方議会においては国会と同様会期制が設けられており、会期中に限り、議会は活動能力を有するとされている。
幅広い層の住民が議員として議会に参加できるとともに議会機能の充実強化を図るとい
う観点から、議会が長期間にわたり活動能力を有することとするため、現行制度（一年単
位で定例会・臨時会を開催し、その都度会期を設定）と異なる制度を創設することについ
てどう考えるか。
- この場合、定例会・臨時会という区分に応じ一定時期の集中審議を基本とする議会運営
とは別に、一年を限度として長期の会期を条例で定め、その間定期的かつ予見可能性のあ
る形で議会を開催する議会運営を可能とすることとするか。
- 新たな制度を創設する場合、条例で定めるところにより、現行制度との選択制とするか。
- 新たな制度を創設する場合、以下の論点についてどう考えるか。
 - ① 活動能力の開始について
現行制度では、長の招集行為により、定例会・臨時会の開会から一定期間議会に活動
能力が付与されると考えられているが、新たな制度を採用した場合、長の招集行為によ
り、長期間にわたり議会に活動能力が付与され、その間議長が定期又は必要に応じて会
議を開く権限を有すると構成できるのではないか。

② 会議のあり方について

新たな制度を採用した場合、長期間にわたって議長がいつでも会議を開くことができることとなり、議長の裁量が大きく拡大することから、開議・閉議に係る一定のルール（例えば、定期的に会議を開催する日、会議の時間帯）を条例等で定める必要があるのではないか。

実際に多くの議案を提出する長が、緊急に議会の審議を必要と考える場合に、議長に開議の請求ができる手続きが必要ではないか。その場合、議長は一定期間内に会議を開かなければならないこととするか。

幅広い住民が議員として参加するための方策（夜間・休日の開催等）をどう考えるか。

③ 専決処分について

新たな制度を採用した場合、現行の長の専決処分の要件のうち、もともと適用事例の多い「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき」という要件は適用されなくなる一方で、長が議長に開議の請求をした場合に、議会が一定期間内に会議を開かない場合について、専決処分できることとするか。

④ 一事不再議について

一事不再議の原則は、法令上規定されたものではないが、新たな制度を採用し、長期の会期を定めた場合であっても、議決後に事情の変更が生じなければ、一事不再議の原則が適用されると考えてよいか。

⑤ 行政能率への影響について

行政能率への影響を考ええた場合、長等の議会への出席義務について、どう考えるか。

例えば、定例会日を定めることとした場合、定例会日に限り義務を課すことや、長等に議会への出席を求める開議日の予定について日程調整を図ることとすること、あるいは、長等がやむを得ず議会に出席できない事情がある場合には出席義務を免除することなどが考えられるか。

特に、夜間・休日の開催となった場合、勤務時間の変更などの手当を考える必要があるか。

会期制について

現行制度

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第百二条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

② 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

③ 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

④ 臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。

⑤ 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前二項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

⑥ 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

※ 第2項の「毎年」とは、暦年であり会計年度の意ではない（行政実例 昭27. 9. 19）

※ 第6項の「会期の延長」については、常に事情の変更を伴っているため、一回に限ることなく、何回でも行い得ると解される。しかし、会議規則又は議決等により特別の定め方がなされている場合は、それによる。（逐条地方自治法 第5次改訂版 松本 英昭著）

※ 国会にあっては、会期の延長は、常会にあっては1回、特別会及び臨時会にあっては2回を超えてはならない（国会法12②）

地方自治法改正案に関する意見

平成23年12月15日

地 方 制 度 調 査 会

平成 23 年 12 月 15 日

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

地 方 制 度 調 査 会
会 長 西 尾 勝

地方自治法改正案に関する意見

当調査会は、地方自治法改正案について調査審議した結果、別紙のとおり結論を得ましたので、意見を提出します。

地方自治法改正案に関する意見

当調査会は、総務省が第177回国会提出に向けて検討してきた地方自治法改正案（以下「原案」という。）について、総務大臣の要請を受けて本年8月以降審議してきた。

当調査会として、原案のうち地方六団体との間で特に議論となっている事項について、地方六団体の代表とも意見交換を重ね慎重に審議した結果、以下のとおり意見を取りまとめた。

1 地方議会の会期

議会が地方公共団体の意思を決定する機関として適切な役割を果たすためには、多様な住民の意見を反映し集約する機能を果たすことが期待されている。

このような観点から、なるべく幅広い層の住民が議会の議員として参画できるような環境を整備するとともに、住民が議会の審議に参加し易くなるような仕組みも必要である。

このためには、議会制度のあり方にとどまらず、より幅広い層の住民が政治に参加できるようにする観点から労働法制を見直したり、幅広い層の住民が議員となって活動することを可能とするような議会運営の仕組みを導入したりするなど様々な方策を多面的に講じていくことが必要であると考えられる。

原案は、現行の定例会と臨時会によって構成された議会運営の方式に加え、通年を会期とすることを選択できるようにするものである。この方式を選択し定例日を条例で定めて予見可能性のある形で定期的に会議を開くこととすることによってこれまでとは異なる議会運営の方式が可能となる。

この方式を選択する途を開くことによって、議会運営の方式の選択肢が広がるのみならず、より幅広い層の住民が議員として参画し易くなることにつながるものと考えられ、その制度化を図るべきである。

原案は、会期の始期を1月に限定することとしているが、例えば議会の議員選挙後から会期を開始する場合等も想定されることから、必ずしもこれに限定する必要はなく、会期の始期は条例に委ねることとすべきである。

また、原案は、条例で毎月1日以上 の定例日を定めることとしているが、地方公共団体の自主性を尊重する観点から、会議の日については必ずしも毎月1日以上と限定する必要はないものと考えられる。この場合において、今回の制度改正の趣旨が現行の定例会・臨時会とは異なる議会運営の方式を導入することにあり、住民にとって予見可能性のある形で会議が開かれるようにするものであることを踏まえて、条例で定例日を定めることとすべきである。

通年の会期を選択した場合、議会の会議は定例日及び議長が必要と認めた日に開かれることとなる。このため、原案は、長等の議会への出席義務について、定例日及び議案が審議される日に限定することとしているが、地方公共団体を代表する立場にある長の円滑な職務遂行に配慮し、一定の手続を経た場合にも長等の出席義務を免除することができるようにすべきである。

2 専決処分

専決処分は、真にやむを得ない場合に議会の権限に属する事項を長が代わって行う、いわば補充的な手段を定めた制度であり、運用にあたって制度の趣旨を逸脱することがないよう、平成18年にその要件が明確化されたところである。

現行制度においては、長の行った専決処分に対し議会がこれを不承認とした場合については、その処分の効力に影響は生じず長は政治的責任のみを負うこととなっている。しかしながら、このうち条例と予算は議会の最も基本的な権限であり、これらの専決処分が不承認となった場合について何らの法的効果も生じないとされている現行制度は、そのあり方に問題が残されているものと考えられる。

議会の不承認に何らかの法的効果を生じさせる制度を導入するにあたって、

議会が不承認とした場合、当該専決処分についてはその時点から将来に向かって法的な効力を失わせるという制度も考えられるが、一方で円滑で安定的な行政運営や既に形成された法律関係等による利害関係者等に生じる影響等を考えれば、慎重に検討する必要があるものと考えられる。

原案は、専決処分の効力そのものには影響を与えず長に対して将来に向かって一定の措置をとることを義務付けるものであって、専決処分によって既に生じた法律関係にも配慮されており、その制度化を図るべきである。

長のとる措置の内容については、議会が不承認とした趣旨を踏まえ補正予算や条例改正案の提出及び予算の未執行部分の執行停止を行うことが基本となるものと考えられるが、これら以外にも長が議会や住民に対して専決処分の考え方について説明責任を果たす観点から必要な対応を行うこともこの措置に含まれることとすべきである。

条例は基本的には議会も提案することが可能であるため、条例の専決処分の不承認については長の措置義務の対象から除外するというものも考えられるが、長が行った専決処分に対し議会で不承認とされた以上、専決処分を行った長が自ら当該条例について検討を加えるべきである。

3 直接請求制度

(1) 解散・解職の請求に必要な署名数要件等

直接請求制度は、地方自治制度に特徴的な住民の権利として位置づけられており、どの地方公共団体においても必要な場合には有効に機能するようにしておくことが望ましい。

直接請求のうち、議会の解散及び議員、長又は主要公務員の解職の請求については、特に人口が多い地方公共団体において必要な署名の収集が事実上困難であることから、平成14年改正により有権者数40万超の部分について署名数要件が1/3から1/6に緩和された。しかしながら、この改正後においても都道府県や政令指定都市で請求が成立したのは1件のみであり、依然として

人口が多い団体では機能しにくい状況にある。

長と議会の対立が深刻化したときなどには、住民の主体的な行動により事態を打開する途が実質的に開かれた状態にしておくことが必要であると考えられる。

このような見地から、都道府県や政令指定都市等一定規模以上の有権者数を有する地方公共団体については、有権者数や住民の投票数の実態等も踏まえて署名数要件を見直すべきである。

署名収集期間については、現行制度では都道府県２ヶ月、市町村１ヶ月となっているが、政令指定都市には一部の県よりも人口が多い市もあることを踏まえると、その署名収集期間について都道府県と同様に２ヶ月に延長すべきである。

（２）条例の制定・改廃の請求対象

直接請求のうち条例の制定・改廃請求の対象については、地方自治法制定時（昭和２２年）にはその対象の制限はなかったが、昭和２３年の改正によって地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例が除外された。

この改正は、地方自治法制定直後（昭和２２年５月３日）から昭和２３年改正の施行日直前（昭和２３年７月３１日）までの間、電気ガス税を中心とした地方税の減税を求める税条例の改正請求が多数行われ、そのほとんどが否決されたこと等の事情を踏まえて行われたものである。

しかしながら、地方税をはじめとする地方公共団体の収入に関する事項について住民の意思が適確に反映されることは、住民自治の観点から極めて重要である。

昭和２２年当時は、いまだ戦後まもない時期であり住民の経済状況も極度に逼迫していた事情もあってこのような改正が行われたものと考えられるが、経済状況も大きく変化した今日、本来あるべき姿に立ち戻り、住民自治の充実・

強化の観点から地方税等に関する事項を条例制定・改廃請求の対象とすることを基本とすべきであると考ええる。

住民に身近な使用料や手数料などについて直接請求の対象から除外されていることにより、受益と負担の関係について住民自らが真剣に議論する契機が失われている状態にあるとも考えられる。

直接請求がなされた場合においても、実際に条例の制定・改廃が行われるためには議会の議決が必要であり、最終的な判断は議会に委ねられている。地方税等に係る住民からの提案について議会が真剣な審議を行うことは議会の活性化にも資するものであり、この点からも地方税等に関する事項を直接請求の対象とすることについては意義があるものと考えられる。

地方税等に関する事項を直接請求の対象とするにあたっては、長年、地方税等に係る条例が直接請求の対象とされてこなかったこと等を踏まえ、当面は、地方税全てを対象とするのではなく一部の税目に限定したり、50分の1となっている署名数要件を地方税等については引き上げたりするといった方策をとることも考えられる。また、直接請求の対象となる地方税等の収入の増減に見合う歳出を明らかにした上で議会で審議することが必要であるという指摘もある。

以上を踏まえ、対象とする地方税の内容、署名数要件のあり方等について更に検討を加えた上で制度化を図るべきである。

一方、制度化にあたっては、地方公共団体の財政運営に与える影響や地方財政の極めて厳しい現状等への考慮も必要である。また、ギリシャの財政危機に端を発した世界経済の不安定な状況が続いており、我が国においても社会保障・税一体改革についての議論が進められている。このような状況を踏まえれば、制度化の時期については、今後の経済状況の推移や改革の実施状況等を十分見極めて検討する必要がある。

4 大規模な公の施設の設置に係る住民投票制度

我が国の地方自治制度の基本は代表民主制であり、住民の選挙を通じて選ばれた長や議会がまず、住民の意思を反映する役割を果たすことが前提である。

一方、地方公共団体の行政運営に対する住民の信頼の確保や住民の参加の観点等から、各地方公共団体においては現在も色々な住民意思の把握手法が活用されており、条例に基づく諮問的な住民投票についてもこれまで様々な形で実施されている。

このような状況を踏まえ、代表民主制を補完する制度の一つとして、住民投票制度を法制化し、投票によって示された住民の意思に地方公共団体が法的に拘束される制度の導入について途を開くことは、多様な住民のニーズをより適切に地方公共団体の行政運営に反映させるための有益な試みであると考えられる。

制度化にあたっては、地方公共団体の自主的な判断を尊重する観点から制度の導入を一律に義務付けるのではなく、条例で選択する仕組みとすべきであり、長及び議会が適切な情報を住民に積極的に提供し住民が十分な情報を得た上で投票を行うことができるような仕組みとすべきである。

原案は、受益と負担の関係や将来世代への負担のあり方について住民の関心が高いことを踏まえ、住民が直接利用する中核的な行政サービスである大規模な公の施設の設置に住民投票の対象を限定することとしており、当該施設の設置について、条例を制定することによって住民投票の対象とすることを可能とするものである。

具体的には、長が大規模な公の施設の目的、位置、予定事業費及び財源を明らかにした上で、その設置について議会に承認を求め議会の承認が得られた場合に限って住民投票を実施することとしている。この手続により、議会審議等を通じてその対象に係る必要な情報や論点が住民に明らかにされるとともに、議会の役割すなわち代表民主制と直接参政制度との調和に配慮されていると考えられる。

しかしながら、長と議会が承認した場合に住民投票を実施する仕組みでは、長や議会の側に住民投票を導入しようとする動機が働かないのではないかという指摘もある。また、大規模な公の施設の設置を住民投票により決定することについては、施設の設置場所や規模など多様な論点があるにもかかわらず、結果として設置の是非のみが問われることとなり、その手法として適当ではないのではないかという考え方もある。

一方、住民投票を制度化するのであれば、その対象は、大規模な公の施設の設置ではなく、地方公共団体の存立に関わる重要な事項である市町村の廃置分合や長と議会が対立した案件等とすべきではないかという考え方もある。

さらに、住民投票の効果については、その拘束力が及ぶ期間のあり方についても検討する必要がある。

以上を踏まえ、拘束的住民投票制度の導入は、住民自治の充実の観点から意義を有すると考えられるものの、住民投票を実施する場合の対象のあり方や要件等について更に詰めるべき論点があることから、引き続き検討すべきである。

5 一部事務組合等

平成の合併は平成22年3月末までで一区切りとされたところであるが、基礎自治体への権限移譲の進展や複雑多様化する住民サービスへの対応などを考慮すれば、基礎自治体の行財政基盤の強化は依然として必要である。

その手法として、市町村間での事務の共同処理に係る広域連携の仕組みをより活用しやすいものにしていく必要があり、一部事務組合等についてもこのような観点から制度の見直しが必要である。

一部事務組合等からの脱退については、現行制度では、構成団体に脱退の意思があっても全構成団体の議会の議決を経て行う協議が整わなければ脱退できないこととされている。

そのため、一部事務組合等の設立後長期間経ったことによる事情変更などがあっても事務処理の枠組みを容易に変更できないという支障が生じることとな

っており、このことが、新たに広域連携を活用することに踏み出すことに躊躇する一因にもなっているものと考えられる。

このような状況を踏まえると、原案のように一部事務組合等からの脱退について予告を行うことで一定期間経過後に脱退を可能とする仕組みを導入すべきである。

制度化にあたっては、一部事務組合等の安定的な運営に影響が生じないようにするため、予告期間については、十分な期間を設けることが必要である。原案は2年という長期の期間をとることとしており、この点についても適切な配慮が行われているものと考えられる。

なお、一部事務組合等からの脱退については、これに伴う財産処分やその後の事務処理体制の構築などの課題があることから、これらの事項を構成団体が誠実に協議し予告期間内に適切な結論が得られるよう努力すべきである。

地方自治法の一部を改正する法律（概要）について

平成 24 年 9 月
総務省自治行政局

- 地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度等について必要な改正を行う。
- 内閣総理大臣の諮問機関である第 30 次地方制度調査会において取りまとめられた「地方自治法改正案に関する意見」（平成 23 年 12 月 15 日）に基づくもの。

1 改正事項

（1）地方議会制度

① 地方議会の会期

- ・ 地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとする。
 - ※ 通年の会期とは、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするもの。
 - ※ 通年の会期を選択した場合、議会は会議を開く定例日を条例で定める。
 - ※ 長等の議場への出席義務については、定例日又は議案の審議に限定する。
 - ※ 長等が議場に出席できない正当な理由がある場合に、議長に届け出たときは出席義務が解除されることとする（定例会、臨時会においても同様）。
 - ※ 長等に議場への出席を求めるに当たっては、執行機関の事務に支障を及ぼさないよう配慮することとする。（議員修正により追加されたもの）

② 臨時会の招集権

- ・ 議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとする。

③ 議会運営

- ・ 委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について法律で定めていた事項（例：常任委員は会期の始めに議会で選任）を条例に委任する。
- ・ 本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとする。

④ 議会の調査権（議員修正により追加されたもの）

- ・ 議会が調査を行うため選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求することができる場合を、特に必要があると認めるときに限ることとする。

⑤ 政務活動費（議員修正により追加されたもの）

- ・ 政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとする。
- ・ 議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとする。

(2) 議会と長との関係

① 再議制度（長が、異議のある議決や越権・違法な議決等に対して、再度の議決を議会に求める制度）

- ・ 一般再議の対象を条例・予算以外の議決事件（総合計画など）に拡大する。

※ 条例・予算以外の議決の再議決要件は過半数とする。

② 専決処分（議会が議決すべき事件について必要な議決が得られない場合に、議決に代えて長が行う処分）

- ・ 副知事及び副市町村長の選任を対象から除外する。
- ・ 条例・予算の専決処分について議会が不承認としたときは、長は必要と認める措置を講じ、議会に報告しなければならないこととする。

③ 条例公布

- ・ 長は、条例の送付を受けた日から 20 日以内に再議に付す等の措置を講ずる場合を除き、当該条例の公布を行わなければならないこととする。

(3) 直接請求制度

- ・ 解散・解職の請求に必要な署名数要件を緩和する。

※ 現行：有権者数の 3 分の 1（40 万を超える部分については 6 分の 1）

→ 改正後：有権者数の 3 分の 1（40 万から 80 万の部分については 6 分の 1、
80 万を超える部分については 8 分の 1）

(4) 国等による違法確認訴訟制度の創設

- ・ 国等が是正の要求等をした場合に、地方公共団体がこれに応じた措置を講じず、かつ、国地方係争処理委員会への審査の申出もしないとき等に、国等は違法確認訴訟を提起することができることとする。

(5) 一部事務組合・広域連合等

- ・ 一部事務組合、協議会及び機関等の共同設置からの脱退の手続を簡素化する。

※ 広域連合は対象外とする。

- ・ 一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することができることとする。
- ・ 広域連合に執行機関として長に代えて理事会を置くことができることとする。

2 施行期日

- ① 地方議会の会期、臨時会の招集権、議会運営（公聴会等）、議会の調査権、再議制度、
専決処分、条例公布 公布日（平成 24 年 9 月 5 日）
- ② 議会運営（委員会等）、政務活動費、直接請求制度（署名数要件の緩和）、
国等による違法確認訴訟制度の創設、一部事務組合・広域連合等 公布後 6 月以内

地方自治法第179条による専決処分の事例(平成19年から平成25年9月まで)

案 件	専決処分の日	概 要	承認を 求めた議会
平成19年(2件)			
第1回定例会 2月14日～3月15日			
川崎市市税条例の一部を改正する条例	3月30日	地方税法の一部改正が平成19年3月30日に公布され、市たばこ税の税率に係る規定の整備について4月1日から施行されることによるもの	第2回臨時会
平成18年度川崎市病院事業会計補正予算	3月30日	多摩病院において年度末における入院患者数の大幅な増加などから診療報酬が想定を大きく上回り、入院収益及びこれに連動する診療報酬交付金の増額に関し補正するもの	第2回臨時会
第2回臨時会 5月21日～ 5月22日【正副議長選挙】			
第3回定例会 6月11日～ 7月 3日			
第4回定例会 9月 3日～10月 4日			
第5回定例会 11月26日～12月19日			

案 件	専決処分の日	概 要	承認を 求めた議会
平成20年(4件)			
第1回定例会 2月19日～3月19日			
平成19年度川崎市一般会計補正予算	3月31日	生田緑地施設整備事業における繰越明許費の補正(東生田2丁目地内の擁壁設置工事について、地元住民との調整等に日時を要したことによるもの)	第2回定例会
川崎市市税条例の一部を改正する条例	4月30日	地方税法の一部改正が平成20年4月30日に公布され、法人の市民税の規定の整備等について、同年5月1日から施行されることによるもの	第2回定例会
川崎市手数料条例の一部を改正する条例	4月30日	地方税法の一部改正が平成20年4月30日に公布されたこと及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令が同年5月1日から施行されることによるもの	第2回定例会
第2回定例会 6月 2日～ 6月25日			
第3回臨時会 7月22日～ 7月24日 【川崎市平和無防備都市条例の制定について】			
控訴の提起について	8月28日	控訴期間内(8月20日から9月3日まで)に控訴の提起を行うため(消防団器具置場における所有権移転登記)	第4回定例会
第4回定例会 9月 4日～10月 7日			
第5回定例会 11月25日～12月18日			

案 件	専決処分の日	概 要	承認を 求めた議会
平成21年(5件)			
第1回定例会 2月18日～ 3月19日			
川崎市男女共同参画センターの指定管理者の指定について	3月30日	TEPCOパブリックサービスの構成員である東新ビルディング株式会社が、平成21年4月1日に東電不動産株式会社に吸収合併されることに伴い、構成員が変更となることから、同年3月31日までに指定管理者を再度指定する必要性が生じたことによるもの	第2回定例会
川崎市休日急患診療所条例の一部を改正する条例	5月28日	国内で新型インフルエンザの感染者が増加している状況において、医療機関を受診する者が急増した場合の医療体制の整備を図るため、早急に条例改正をする必要性が生じたことによるもの	第2回定例会
川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	5月29日	職員の6月賞与の暫定的な減額(人事委員会からの意見の申出に基づく措置)を行うことによるもの	第2回定例会
第2回定例会 6月 5日～ 6月30日			
第3回定例会 9月 3日～10月 7日			
平成21年度川崎市一般会計補正予算	10月19日	新型インフルエンザワクチンの生活保護世帯及び市民税非課税世帯の接種費用の無償化及び休日急患診療所の医師等の人員体制等の拡充によるもの	第4回定例会
川崎市手数料条例の一部を改正する条例	10月22日	土壌汚染対策法が一部改正され、政令が平成21年10月15日に、省令が同月22日に公布され、新設された汚染土壌処理業の許可に係る準備行為の規定が同月23日から施行されるため、新たに審査手数料の設定を行う必要性が生じたことによるもの	第4回定例会
第4回定例会 11月25日～12月22日			

案 件	専決処分の日	概 要	承認を 求めた議会
平成22年(4件)			
第1回定例会 2月17日～ 3月18日			
川崎市市税条例の一部を改正する条例	3月31日	地方税法等の一部改正が平成22年3月31日に公布され、公的年金等に係る徴収方法が同年4月1日に施行されること等によるもの	第2回臨時会
川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例	3月31日	国民健康保険法施行令等が平成22年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることによるもの	第2回臨時会
川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	3月31日	非常勤消防団等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が平成22年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることによるもの	第2回臨時会
川崎市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例	3月31日	公立学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律が平成22年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることによるもの	第2回臨時会
第2回臨時会 4月14日～ 4月16日【殿町3丁目地区中核施設用地の取得についてほか】			
第3回定例会 5月31日～ 6月23日			
第4回定例会 9月 3日～10月 6日			
第5回定例会 11月26日～12月21日			

案 件	専決処分の日	概 要	承認を 求めた議会
平成23年(3件)			
第1回定例会 2月16日～ 3月16日			
川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	3月31日	非常勤消防団等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が平成23年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることによるもの	第2回臨時会
川崎市基金条例の一部を改正する条例	4月19日	東日本大震災に係る被災者に対する迅速な支援のため支援事業の資金に当てる基金を設置することによるもの	第2回臨時会
平成23年度川崎市一般会計補正予算	4月19日	東日本大震災に係る補正を行うことによるもの	第2回臨時会
第2回臨時会 5月23日～ 5月24日【正副議長選挙】			
第3回定例会 6月10日～ 7月 5日			
第4回定例会 9月 5日～10月 6日			
第5回定例会 11月28日～12月21日			

案 件	専決処分の日	概 要	承認を 求めた議会
平成24年(1件)			
第1回定例会 2月15日～ 3月15日			
川崎市下作延中央保育園の指定管理者の指定について	3月30日	指定管理者である財団法人神奈川県民間保育園協会が、平成24年3月21日に設立された社会福祉法人神奈川民間保育園協会として同年4月1日に事業を開始することに伴い、同年3月31日までに指定管理者を再度指定する必要があることによるもの	第2回定例会
第2回定例会 6月 4日～ 6月28日			
第3回定例会 9月 3日～10月 3日			
第4回定例会 11月26日～12月19日			
平成25年(0件)			
第1回定例会 2月14日～ 3月19日			
第2回定例会 6月 3日～ 6月26日			
第3回定例会 9月 2日～10月 3日			

地方自治法第179条による専決処分

- 1 議会の不成立
 - 2 地方自治法第113条ただし書の場合において、なお会議を開くことができないとき
 - 3 招集する時間的な余裕がないことが明らかであると認めるとき
 - 4 議会において議決すべき事件を議決しないとき
- 専決処分をしたときは、長はこれを議会に報告の上、その承認を求めなければならない。

※第113条ただし書

除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、議員の定数の半数以上の議員が出席がなくても会議を開くことができる。